

有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅 管理者 各位

名古屋市健康福祉局介護保険課

老人福祉法の改正について(お知らせ)

平素より、本市の高齢福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

みだしの件について、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、この法律により改正される老人福祉法が平成30年4月1日より施行されることになっております。

このうち、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）に関する主な改正内容は、下記のとおりとなっておりますのでお知らせします。

記

【老人福祉法改正による有料老人ホームの見直し事項】

※政令及び厚生労働省令については、今後定める予定。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（従来は、改善命令を規定。）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条

（新設）14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。【平成30年4月1日施行】

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（従来は、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっていたため、今回の改正によって義務対象に追加する。なお、経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。）

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第17条

（新設）3 老人福祉法第29条第7項の規定は、同条第1項に規定する有料老人ホーム（施

行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。)に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行の日から起算して3年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。【平成33年4月1日から適用】

※下線部は、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホーム、平成18年3月31日以前に事業を開始したものであって平成17年の老人福祉法改正(有料老人ホームの定義の見直し)により有料老人ホームに該当したもの

- ③ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条

(新設) 17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

【平成30年4月1日施行】

- ④ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等(※)について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧(※)の公表を義務付ける。

(※)施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置(前払金を受領する場合)等の予定

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条

(新設) 9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報(有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない【平成30年4月1日施行】

(新設) 10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。【平成30年4月1日施行】

※条文中で「都道府県知事」とある部分については、「名古屋市長」と読み替えてください。

担 当：健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

電 話：052-972-3087

F A X：052-972-4147